

社会福祉法人阿賀野福社会
喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）
実 施 要 領

1 目 的

特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）附則第4条に基づく研修（第一号研修・第二号研修）を実施し、適切にたん吸引等を行うことのできる介護職員等を養成する。

2 実施主体

社会福祉法人阿賀野福社会とする。

3 対 象 者

次の(1)～(4)の受講要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内の高齢者福祉施設（事業所）又は障害児・者施設（事業所）等に勤務している介護職員等であること。
- (2) 研修の全課程を、確実に受講できること。
- (3) 所属施設・事業所に、たん吸引等が必要な利用者がいること。（居宅系サービスの場合は、連携する訪問看護事業所にたん吸引等が必要な利用者がいること。）
- (4) 次の基準を満たす実地研修機関（原則として受講者が所属する施設・事業所又は利用者宅）において、実地研修を行うことができること。

※ 実地研修機関選定基準

ア 国又は県の指導者講習を修了し、実地研修を指導することのできる医師又は看護職員（看護師、保健師及び助産師）との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。

イ 当該管理体制の下、次の条件が担保されること。

- ・ 書面による医師の指示を受け、実地研修を実施することができること。
- ・ 利用者又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下「実地研修協力者」という。）に対して研修の趣旨を

説明した上で、実地研修への協力について書面による同意承認を受けられることができること。

- ・ 事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置及び事故対応等に係る記録及び保存等を含む。）について、体制を整備することができること。
- ・ 実地研修協力者の秘密保持（関係者への周知徹底を含む。）等に関する規程を整備することができること。

ウ 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存できること。

4 研修内容

基本研修（講義・演習）の研修カリキュラムは、別表1及び別表2のとおりとする。実地研修の研修カリキュラムは、別表3のとおりとする。

基本研修（講義）については、筆記試験により知識の定着の確認を行う。

基本研修（演習）及び実地研修については、評価の実施により技能の修得の確認を行う。なお、胃ろう及び腸ろうによる経管栄養の基礎演習では、「滴下型」と「半固形型」をおこなう。

5 研修会場及び日程

特別養護老人ホームあがの八雲苑において基本研修の講義を行い終了後に筆記試験を行う。筆記試験に合格した者には基本研修の演習を行う。

基本研修の全課程を修了した後に、実地研修機関において実地研修を行う。

※ 実地研修は、別に定める日までに全課程を修了すること。

(1) 日程

講義（8日間）	特別養護老人ホームあがの八雲苑	会議室
筆記試験（1時間）	特別養護老人ホームあがの八雲苑	会議室
演習（3日間のうち1日）	特別養護老人ホームあがの八雲苑	会議室

（〒959-2221 阿賀野市保田 5685 番地 1）

[研修スケジュール]

別表1 及び 別表2 後述掲載

(4) 筆記試験

基本研修（講義）および基本研修（演習）が終了した後、別に定めた日に実施する。

試験会場：特別養護老人ホームあがの八雲苑・会議室
(〒959-2221 阿賀野市保田 5685 番地 1)

6 受講者数

1回 30名

7 受講料

第1号研修 65,420円

第2号研修 65,420円

※社会福祉法人阿賀野福祉会が案内する賠償責任保険に加入する場合、保険料として別途3,000円～5,000円が必要（加入人数により変動）になります。

社会福祉法人阿賀野福祉会喀痰吸引等 受講料一覧

	喀痰吸引 関連研修 未修了者	修了している研修			
		介護福祉士		特別養護老人ホーム	喀痰吸引等研修 登録研修機関 第2号研修
		実務者 研修①希望者	実務者 研修②	14時間 研修	
基本料金	58,000	20,000	0	55,000	0
テキスト代	2,420	2,420	0	2,420	0
事務手数料	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
受講料合計	65,420	27,420	5,000	62,420	5,000
実務者研修①	実務者研修の医療的ケア(50時間)を通信課程で受講した方で手順の講義を受講希望の方				
実務者研修②	実務者研修の医療的ケア(50時間)の科目7「高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説」、科目9「校訂者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説」をともに含む科目をスクーリングで受講した方				
14時間研修	特別養護老人ホームにおける14時間研修を終了し、経過措置として一定の条件の下に喀痰吸引等を行っていた方				
登録研修機関 第2号研修	喀痰吸引等研修登録研修機関で基礎研修（講義・演習）を修了し、認定特定行為業務従事者認定証を有し、新たな特定行為（実施研修）を受講する方				

※各研修会場までの旅費は、受講者負担とする。

8 研修の一部免除

次の研修を修了した者は、喀痰吸引等研修（第一号研修及び第二号研修）の一部を履修したものとして取り扱うこととする。対象となる研修及び履修免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者。

（履修免除の範囲）

基本研修

- (2) 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者。

（履修免除の範囲）

基本研修及び実地研修

- (3) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

（履修免除の範囲）

基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」

- (4) 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

（履修免除の範囲）

基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る。）

- (5) 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

（履修免除の範囲）

基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る。）

基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る。）

- (6) 平成25年度より、喀痰吸引等研修登録研修機関において、喀痰吸引等研修を受講し、基礎研修（講義・演習）を修了し、登録研修機関より修了証の発行を受けた者

（履修免除の範囲）

基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る。）

基本研修（演習）（登録研修機関より修了証の受証者に限る。）

実地研修（上記研修において修了した行為に限る。）

[別表1] 基本研修（講義）カリキュラム

大項目	中項目	時間	(分)
1 人間と社会		1.5	90
	(1) 介護職と医療的ケア	0.5	30
	(2) 介護福祉士等が喀痰吸引等を行うことに係る制度	1.0	60
2 保健医療制度とチーム医療		2.0	120
	(1) 保健医療に関する制度	1.0	60
	(2) 医行為に関係する法律	0.5	30
	(3) チーム医療と介護職員との連携	0.5	30
3 安全な療養生活		4.0	240
	(1) 喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2.0	120
	(2) 救急蘇生法	2.0	120
4 清潔保持と感染予防		2.5	150
	(1) 感染予防	0.5	30
	(2) 職員の感染予防	0.5	30
	(3) 療養環境の清潔、消毒法	0.5	30
	(4) 滅菌と消毒	1.0	60
5 健康状態の把握		3.0	180
	(1) 身体・精神の健康	1.0	60
	(2) 健康状態を知る項目(バイタルサインなど)	1.5	90
	(3) 急変状態について	0.5	30
6 高齢者及び障害児・者の 喀痰吸引概論		11.0	660
	(1) 呼吸のしくみとはたらき	1.5	90
	(2) いつもと違う呼吸状態	1.0	60
	(3) 喀痰吸引とは	1.0	60
	(4) 人工呼吸器と吸引	2.0	120
	(5) 子どもの吸引について	1.0	60
	(6) 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5	30
	(7) 呼吸器系の感染と予防(吸引と関連して)	1.0	60
	(8) 喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0	60
	(9) 急変・事故発生時の対応と事前対策	2.0	120
7 高齢者及び障害児・者の 喀痰吸引実施手順解説		8.0	480
	(1) 喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0	60
	(2) 吸引の技術と留意点	5.0	300
	(3) 喀痰吸引にともなうケア	1.0	60
	(4) 報告および記録	1.0	60
8 高齢者及び障害児・者の 経管栄養概論		10.0	600
	(1) 消化器系のしくみとはたらき	1.5	90
	(2) 消化・吸収とよくなる消化器の症状	1.0	60
	(3) 経管栄養法とは	1.0	60
	(4) 注入する内容に関する知識	1.0	60
	(5) 経管栄養実施上の留意点	1.0	60
	(6) 子どもの経管栄養について	1.0	60
	(7) 経管栄養に関係する感染と予防	1.0	60
	(8) 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5	30
	(9) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0	60
	(10) 急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0	60
9 高齢者及び障害児・者の 経管栄養実施手順解説		8.0	480
	(1) 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0	60
	(2) 経管栄養の技術と留意点	5.0	300
	(3) 経管栄養に必要なケア	1.0	60
	(4) 報告及び記録	1.0	60
	合計講義時間	50.0	3,000

【別表2】 基本研修（演習）カリキュラム

行為		実施回数
たんの吸引	口腔内吸引	5回以上
	鼻腔内吸引	5回以上
	気管カニューレ内部	5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう 滴下型	5回以上
	胃ろう又は腸ろう 半固形型	5回以上
	経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法		1回以上

【別表3】 実地研修カリキュラム

○ 第一号研修（各行為全て）

行為	実施回数
口腔内のたんの吸引	10回以上
鼻腔内のたんの吸引	20回以上
気管カニューレ内部のたんの吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 「滴下型」	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 「滴下型及び半固形型」	滴下型10回以上実施後、 半固形型10回以上 併せて20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

○ 第二号研修（各行為の個別又は複数以上）

行為	実施回数
口腔内のたんの吸引	10回以上
鼻腔内のたんの吸引	20回以上
気管カニューレ内部のたんの吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 「滴下型」	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 「滴下型及び半固形型」	滴下型10回以上実施後、 半固形型10回以上 併せて20回以上
経鼻経管栄養	20回以上